

桜花学園高等学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）より抜粋

【いじめの定義】

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校の建学の精神は、「心豊かで気品に富み、洗練された近代女性の育成」であり、その達成のため、具体的な実践項目として「感謝」「規律」「奉仕」「努力」の四訓を掲げている。創設者の「教育に親切たれ」という精神を学校全体のモットーとし、教職員一同、生徒の夢の実現に向けて「きめ細かく、温かい」教育活動を実践し、品性豊かで、優しく、実社会に役立つ賢明な女性の育成に努めている。

その目的達成のため、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連帯を図りながら、学校全体で「いじめ」の防止・早期発見に取り組むとともに、「いじめ」及び「いじめ」と思われる状況が発生した場合には適切・迅速に対応する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に関する措置を実践するために、

「いじめ対策委員会」を設置する。

委員会メンバー：校長・教頭・生徒部長・学年主任・養護教諭・担任・カウンセリング係

（状況に応じて、部活動顧問・スクールカウンセラー等を加える。）

役割・活動：いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止・早期発見・早期解決に当たる。

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、年間計画の作成・教職員研修・アンケート等の実施・実施内容の検証と修正を行う。
- ・いじめに関する相談・通報への対応、いじめの判断、いじめ事案への対応決定、いじめ事案の報告（教職員・保護者・事案の状況に応じて連帯する関係機関等）を行う。

3 いじめ防止等に関する活動

(1) いじめの防止のための取り組み

生徒が日々の生活の中で、自他を尊重し、感謝と喜びを見いだし、豊かな情操が身につくよう、また、わがままをなくし、秩序を重んじ、規律を守る社会性が身につくよう、教育活動全体を通じて、「いじめ」防止の啓発を行う。

- ・生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、「いじめは決して許されない。見過ごさない。」という意識を持つように教育活動全体を通じて啓発活動を行う。
- ・豊かな情操と道徳心、規範意識や集団の在り方等を養うことができるよう教育活動の充実を図る。
- ・いじめの態様や特質等について校内研修や教職員会議を通して、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、組織的に対応する。また、いじめの相談窓口の周知徹底を行う。
- ・教職員の言動により生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したり、いじめを黙認したりすることのないよう細心の注意を払う。
- ・学校行事やボランティア活動等を通して、学校・保護者・地域住民との連帯、行政等の関係機関との連帯を図り、社会全体で生徒を見守るための情報交換などに努める。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

『学習の記録』や個人面談など、日々の教育活動を通して生徒の様子や変化に気を配り、「いじめ」に限らず生徒の問題行動を発見できるようにする。また、各教職員が日ごろから生徒との信頼関係の構築に努め、「いじめ」を訴えやすい体制をつくと共に、定期的にアンケート調査を行い、生徒の問題を早期に発見し、生徒の情報は教職員間で共有する。

- ・4月当初の担任面談、学期ごとの担任面談や保護者懇談会、学校調査アンケートを効果的に利用し生徒の状況把握に努める。
- ・教職員は、日ごろから生徒の小さな変化に気を配り、いじめの早期発見に努める。
- ・学年会や教務部会、生徒部会で、気がかりな生徒等についての情報を共有し、教職員全体で生徒を見守る。
- ・全ての教職員が生徒及び保護者にとって情報提供や相談を行いやすいような窓口となる。また、スクールカウンセラーを活用する。

(3) いじめに対する早期解決のための取り組み

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめを認知した場合には、すみやかに事実の確認を行う。事実が確認された場合は、生徒の安全を確保すると同時に、事態の把握に努め、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。必要に応じて外部の連帯する関係機関に助言を求め、事態の解決策等を検討し、教職員全員が共通理解を持って事態解決に取り組む。

いじめ被害生徒及びその保護者に対しては、事実関係を説明し、適切な支援を行う。また、加害生徒及びその保護者に対しては、事実関係の説明や校長による懲戒はもとより、保護者への適切な助言を行うと共に、保護者と協力し、当該生徒の健全な人格形成に教職員全員が共通理解を持って取り組む。

- ・いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、いじめの解決に向け迅速に組織的対応を行う。

別紙…組織対応図